

# 令和6年度 名古屋市産業廃棄物処理指導実施計画

令和 6 年 6 月  
環境局事業部廃棄物指導課

## 1 名古屋市産業廃棄物処理指導実施計画の位置づけ

「名古屋市産業廃棄物処理指導方針」に基づく、施策の具体的な取り組みを示す。

## 2 令和6年度の重点事項

### (1) PCB廃棄物の適正処理指導

処分期間内に処理されなかった高濃度PCB廃棄物（安定器・汚染物）のすみやかな処分及び低濃度PCB廃棄物（変圧器・コンデンサ）の期限内処理に向けた指導を行う。

### (2) プラスチックに係る資源循環の促進等に関する指導

令和4年4月1日にプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律が施行され、プラスチックの資源循環の促進のために、必要に応じて排出事業者への指導を行う。

## 3 個別施策と取組事項

### (1) 立入検査及び指導の実施

- ① 排出事業者、許可業者（処理業及び処理施設）等に対して立入検査を実施し、適正処理を指導する。
- ② 関係機関と連携して産業廃棄物運搬車両路上検査を実施する。

事 項	令和4年度	令和5年度	令和6年度（計画）
① 立入件数（総数※）	469件	585件	296件
② 路上検査	実施	実施	実施予定

※立入件数内訳は別紙を参照

(2) 不適正処理への適切な対応

- ① 苦情及び不適正処理に関する情報に対して、関係部局と連携して現況の確認等を行い、適切に対応する。

事 項	令和4年度	令和5年度	令和6年度（計画）
① 立入件数（苦情の対応）	33件	50件	一件

(3) 特定有害産業廃棄物等に対する監視・指導

ア PCB廃棄物の適正処理指導

- ① PCB廃棄物の期限内処分に向けて、立入指導を行う。高濃度PCB廃棄物（安定器・汚染物等）及び高濃度PCB廃棄物（高圧コンデンサ・トランス等）について、処分期間を過ぎて処分の手続きがされていない場合や新たに発見された場合はすみやかに適正処理するよう指導する。指導に従わない場合は、PCB特措法に基づき改善命令を行い、改善命令に従わない場合などは行政代執行により高濃度PCB廃棄物を処分する。
- ② PCB廃棄物の保管事業者に対して、PCB特別措置法に基づく届出を提出するようウェブサイト等で周知する。
- ③ 低濃度PCB廃棄物について、期限内（令和9年3月31日）処分に向けた国の方針など情報収集に努める。

事 項	令和4年度	令和5年度	令和6年度（計画）
① 立入件数（PCB廃棄物）	46件	33件	3件
② 期限内処分周知	実施	実施	実施予定
③ 届出義務周知	実施	実施	実施予定
④ 情報収集	実施	実施	実施予定

イ アスベスト廃棄物の適正処理指導

- ① 廃石綿等（飛散性アスベスト）が発生する事業場について事業者に対して条例に基づく届出義務を周知するとともに、立

入検査等を実施し、適正処理を指導する。

- ② 石綿含有産業廃棄物（非飛散性アスベスト）について、処理基準をウェブサイトで周知する。
- ③ 関係部局と連携して「建設リサイクル法一斉パトロール」を実施し、解体現場への立入指導を行う。

事 項	令和4年度	令和5年度	令和6年度（計画）
① 立入件数（アスベスト廃棄物）	5件	17件	26件
② 処理基準周知	実施	実施	実施予定
③ 立入件数（建設リサイクル法一斉パトロール）	111件 （未実施）	88件 （年2回）	実施予定

(4) 電子マニフェストの普及

- ① 排出事業者、産業廃棄物処理業者に対してウェブサイト及び立入検査を通じて、電子マニフェスト制度の趣旨及び利便性を説明し、導入の促進を図る。

事 項	令和4年度	令和5年度	令和6年度（計画）
① ウェブサイト及び立入時の説明	実施	実施	実施予定

(5) 優良な処理業者の育成

- ① 排出事業者、産業廃棄物処理業者に対してウェブサイトで優良産廃処理認定制度を周知し認定を受ける処理業者の拡大を図る。また、認定を受けた処理業者はウェブサイトで公表する。

事 項	令和4年度	令和5年度	令和6年度（計画）
① 認定処理業者公表	実施	実施	実施予定

(6) 多量排出事業者による処理計画等の作成指導とその活用

- ① 多量排出事業者（前年度に1,000 t以上の産業廃棄物（特別管理産業廃棄物の場合は50 t以上）を発生させた事業場を設置している事業者）に対し、産業廃棄物処理計画の作成義務及び実施状況の報告義務をウェブサイト等で周知徹底を図る。また、提出された報告書をもとに、適正に処理されているかを確認する。
- ② 廃棄物処理法の規定に基づき、提出された処理計画書及び実施状況報告書をウェブサイトで公表する。
- ③ 立入検査等を行い、処理計画等の実施状況を確認する。
- ④ 特別管理産業廃棄物の多量排出事業者に対して、電子マニフェストの義務化を周知する。

事 項	令和4年度	令和5年度	令和6年度（計画）
① 処理計画書及び実施状況報告書報告義務周知	実施	実施	実施予定
② 処理計画書及び実施状況報告書公表	実施	実施	実施予定
③ 立入件数（多量排出事業者）	21件	36件	27件
④ 電子マニフェスト義務化周知	実施	実施	実施予定

(7) 個別リサイクル法に基づく監視・指導

ア 自動車リサイクル法の円滑な運用

- ① 解体業者、破砕業者等への立入検査を実施し、使用済自動車の資源化、適正処理を指導する。
- ② 電子マニフェスト（移動報告）制度に基づき、情報センターへの報告が無い事業者に対する是正指導を行う。

事 項	令和4年度	令和5年度	令和6年度（計画）
① 立入件数（自動車リサイクル法関連事業者）	12件	48件	36件
② 是正指導	実施	実施	—

イ 建設リサイクル法等の円滑な運用

- ① 関係部局と合同で「建設リサイクル法一斉パトロール」を実施し、適正処理を指導する。
- ② 条例に基づく大規模建設工事の産業廃棄物処理計画の届出義務をウェブサイトで周知徹底を図る。  
条例に基づく建設汚泥の再生利用の届出義務をウェブサイト  
で周知徹底を図る。

事 項	令和4年度	令和5年度	令和6年度（計画）
① 立入件数（建設リサイクル法一斉パトロール）	111件 （年2回）	88件 （年2回）	実施予定
② 大規模建設工事届出義務周知	実施	実施	実施予定
③ 建設汚泥再生利用届出義務周知	実施	実施	実施予定

(8) 講習会等による意識啓発

- ① 関係団体が主催する講習会等に本市職員を派遣し、産業廃棄物の適正処理について意識啓発を図る。
- ② 本市職員に対して、本市イントラネットに産業廃棄物の適正処理に係る記事を掲載するとともに、関係部局が主催する研修会において、適正処理について意識啓発を行う。
- ③ 廃棄物の処理に関して、本市ウェブサイトをはじめ、その他の広報メディアを積極的に利用し、事業者及び市民への周知徹底に努める。

事 項	令和4年度	令和5年度	令和6年度（計画）
① 関係団体への講演	未実施	未実施	実施予定
② 本市職員への講演	実施	実施	実施予定
③ 事業者及び市民への周知	実施	実施	実施予定

**【担当】** 名古屋市環境局事業部廃棄物指導課  
〒460-8508 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号  
電 話：052-972-2392  
F A X：052-972-4132

## 立入件数内訳

(単位：件)

事 項	令和 3年度 (実績)	令和 4年度 (実績)	令和 5年度 (実績)	令和 6年度 (計画)
排出事業者	8	121	144	50
多量排出事業者	1	21	36	27
許可業者（処理業及び処理施設）	150	120	169	154
苦情の対応	27	33	50	-
PCB廃棄物	100	46	33	3
アスベスト廃棄物	0	5	17	26
自動車リサイクル法関連事業者	0	12	48	36
建設リサイクル法一斉パトロール	0 (未実施)	111 (年2回)	88 (年2回)	実施予定
総 数	286	469	585	296